

給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)の提出依頼について

平素は、土岐市税務行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。令和6年度市・県民税賦課のため、給与支払報告書等の書類をお送りいたします。

前年度特別徴収事業所は所在地、名称を記載した総括表をご利用ください(市内事業所は別途郵送)。下記事項にご注意いただき、令和6年1月31日(水)までにご提出いただきますようお願いいたします。
※事務処理の関係上、早めの提出にご協力をお願いいたします。

記

1. 給与の支払いを受ける人、被扶養者、支払者の個人番号または法人番号の記入が必要です。
2. 住所、氏名(フリガナ)、生年月日の記入は、必ず住民登録(令和6年1月1日現在)してあるものを記入してください。なお、土岐市に住民登録がされていない人でも、令和6年1月1日現在土岐市に生活の本拠があれば課税の対象になります。
3. 受給者番号を使用される場合は、その番号を記入の上、番号順にして提出してください。
4. 給与支払報告書を再提出される場合は、⑱摘要欄に朱書きで「再提出」と記入の上、提出してください。
5. 「⑥(源泉)控除対象配偶者の有無等」、「⑦配偶者(特別)控除の額」、「⑳配偶者の合計所得」、「㉑(源泉・特別)控除対象配偶者」欄については、裏面の各項目の書き方を参照の上、注意して記入してください。

【用語の説明】

- ・ 同一生計配偶者……給与所得者本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者
- ・ 控除対象配偶者……同一生計配偶者のうち、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者
- ・ 源泉控除対象配偶者……合計所得金額が900万円以下の給与所得者本人と生計を一にする、合計所得金額が95万円以下の配偶者

6. 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族のうち、令和6年1月1日現在国外に居住している非居住者の情報の記入が必要です。控除対象扶養親族等の区分欄や摘要欄の書き方に注意して記入してください。
7. 扶養親族のうち16歳未満の人(平成20年1月2日以降に生まれた人)の数は「㉒16歳未満扶養親族の数」欄に記入してください。
※障害者控除は16歳未満の扶養親族にも適用されます。また、16歳未満の扶養親族の数は市・県民税の非課税範囲やひとり親の判定等に関係するので、記入漏れのないようご注意ください。
8. 一般生命保険料および個人年金保険料については、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料で取扱いが異なります。また、平成24年1月1日以後に締結した介護医療保険契約等に係る保険料についても生命保険料控除の対象となります。
契約締結年月日、保険契約の種別毎に保険料の支払金額を㉓「新・旧生命保険料の金額」「介護医療保険料の金額」「新・旧個人年金保険料の金額」欄に記入してください。
9. 社会保険料等の金額について、給与から天引きしている健康保険、厚生年金保険等のほか、年末調整時に本人が申告された国民健康保険、介護保険、国民年金保険、小規模企業共済等掛金等がある場合は、その金額を含めて記入してください。

※⑱摘要欄の記入事項3及び裏面㉒社会保険料等の金額をお読みください。

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市役所 市民生活部 税務課 市民税係

TEL (0572) 54-1111 (内線161・162・163)